

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和7年10月15日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
------------------------	----

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
---------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 九州(受)第2500096号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2500012号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年7月1日から平成20年4月1日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、請求期間については、標準報酬月額が低い額となっている。給与支給総額が突然10万円程度下げられた記憶はなく、事業主からの説明もなかったため、請求期間について調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が提出したA社を退職した際の雇用保険受給資格者証により確認できる離職時賃金日額(8,437円)から判断すると、請求者は、請求期間の一部において、同社からオンライン記録の標準報酬月額(14万2,000円)を上回る報酬を支払われていた可能性がうかがえる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなり、そのためには、請求期間における各月の給与支給総額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することが必要となる。

なお、厚生年金特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、上記の低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っている場合である。

しかしながら、A社の閉鎖事項全部証明書によると、同社は既に破産しているところ、オンライン記録によると、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間の一部において同社の代表取締役であった者は死亡している上、同社の破産手続開始前に代表取締役であった者及び破産管財人は、賃金台帳等の資料を保管していない旨回答している。

また、日本年金機構が保管する平成17年7月の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び平成18年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届総括表に氏名が押印されている社会保険労務士が所属していたとする事務所は、当該社会保険労務士は亡くなっており、当時の資料は何も保管していない旨回答しており、平成19年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び同総括表に氏名が押印されている社会保険労務士も、同算定基礎届の作成及び提出は行ったと思われるものの、請求者の報酬月額をどのように確認したかについては資料が残っていないため不明である旨回答している。

さらに、A社から税務に係る事務を同社が倒産する2、3年前まで受託していたとする税理士は、顧問契約解除から10年以上経過しているため、源泉徴収簿等の資料を保管していない旨回答しており、請求者自身も請求期間に係る給与明細書等を所持していない。

以上のことから、請求者の請求期間における各月の給与支給総額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間における各月の給与支給総額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。